

## 原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成30年3月30日（金）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

### <本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○大熊総務課長 それでは、お手元の広報日程に基づきまして補足説明をさせていただきます。広報日程の2ページ目でございます。

4月3日火曜日、(4)の審査会合について若干の補足でございます。議題といたしまして、東北電力女川発電所2号炉についての審査を予定しております。内容としましては、内部溢水対策についての審査を予定しているということでございます。

2ページ目の中で申しますと、4月5日及び4月6日にも審査会合を予定されておりますが、議題の詳細は未定でございます。確定次第、ご連絡をさせていただきます。

次に3ページ目でございます。

こちら、既にご説明した部分の補足でございますが、4. 新規採用職員の任命式及び開設いたします教育訓練課程の入校式、4月2日月曜日に開催をするということをご案内させていただいたところです。それについての補足情報でございますが、任命式・入校式をフルオープンで行うことに加えまして、それに先立って、訓練設備を取材用に公開するということにさせていただきました。学習室及びシミュレータ室について、朝の8時半を予定しておりますが、取材いただけるように開放いたしますのでお知らせいたします。

私からのお知らせ、ご説明は以上でございます。

### <質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつもの通り所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。それでは質問のある方、手を挙げてください。スミさん。

○記者 共同通信のスミです。よろしく申し上げます。広報日程とは直接関係ないんですけど、今日大阪地裁ですもんね、高浜原発にミサイルが飛んできたらどうするんだということで、運転差し止めの仮処分についての決定が15時に出るみたいですけど、改めてミサイルについての原発と原子力規制委員会の判断基準とかですね、体制を教えてください。

○大熊課長 今ご質問いただいたもの、きっかけとして高浜についての訴訟の件がございました。

これはご質問内容ではないかと存じますが、国民の訴訟ですので、そちらについてはコメントはございません。ご質問の趣旨もそれと離れてということだと思いますけれども、ミサイルなどについての原子力施設の対応について基本的な考え方についてのご質問だと思います。

これも何度かご質問に対してご説明、ご回答している機会がございますが、原子力規制委員会における原子力規制、これは原子炉等規制法に基づく安全規制ということで行っております。一方ミサイルによる攻撃ということになりますと、国家間の武力攻撃ということになりますので、こちらは事態対処法ですとかあるいは国民保護法制での対応ということになる。政府全体での対応が必要になる話ということがございます。

従いまして、そうした法制のもとでの原子力規制委員会の役割というのは一部ございますけれども、原子力規制そのものとしては武力攻撃の対応というものは行うこととはなっていない。これは国際的にもそういう対応になっているということがございます。

○記者 いつもミサイルの話が出ると場が荒れるので、改めて細かくお聞きしたいのですが、規制委員会は、主体的に炉規法に基づいて規制する、止めるような建て付けになっていないということと思うのですが、一方で事態法、国民保護法などにおいて、規制委員会もおそらく何らかの会議のメンバーなりになって、判断したり助言したりするのかなと思うのですが、その辺りは規制委員会というのはどういう立ち位置でどういったことをされることになるのですか。

○大熊総務課長 基本的な枠組みというレベルでのご説明になりますけれども、先ず武力攻撃事態であるかどうか、また武力攻撃が予測される事態かという判断が政府として事態室を中心に官邸その他で為される、ということがございます。事態としての認定、あるいは武力攻撃が予測される事態の認定がございましたら、政府の一員として原子炉等について停止を求める等といったこと含めて必要な対応を取ることになっております。先ずはその事態認定があって、色々な仕組みが動き出すとこういうこととなります。

○記者 規制委員会も炉規法のなかでテロに対する対処ということで、例えば航空機が突っ込んで来た時に、一定の安全性を確保しているとかあると思うのですが、この質問は確か場が荒れてた気がしますが、航空機が突っ込んで来たら大丈夫だ、でもミサイルだったらどうなんだとかですね、ミサイルも色々な種類のミサイルがあるでしょうバンカーバスターのような貫通性の高いミサイルもあれば、小規模のミサイルもあると思うんですが、そのあたりどこまでテロなのか武力攻撃なのか、よく分からないのですが、

どのレベルまでが規制委員会の所掌ということになるのですか。

○大熊総務課長 今お話にございましたように、新規制基準では従来の基準よりも厳しい事態を想定してさまざまな規制をするという中で、いわゆるテロということも想定して、航空機の衝突ということまでは想定して必要な規制基準に対策を盛り込んでいます。繰り返になりますが、ミサイル攻撃ということになると国家間の武力衝突、武力攻撃ということであるということで、法体系上、国際的な原子力規制がどこまで対応するかということからいっても、そうしたところまでは対応していないということでもあります。

○記者 素人なので、どこまでがミサイルでということもあると思うのですが、例えばイスラム国なんかを見ていると、テロ組織なんだと思うのですが、ロケットランチャーとか小規模なミサイルみたいなものは使っているように見えますし、一方で、例えば巡航ミサイルのような大規模なものであれば国家間の武力攻撃なんだというイメージが付くんですが、ミサイルなり、武器による攻撃というのは、規制委員会の所掌じゃないということなんですかね。

○大熊総務課長 そうですね、武力攻撃事態対処法等で対応するような武力攻撃というものについてはそちらの法体系で対応されているという事になります。

○記者 テロ対策というのはどこまで含むのですか。航空機はよく聞きますけども、日本国内であるとは思わないですけども、例えばバズーカとかロケットランチャーとかある程度携行出来る中東などでテロ組織が使うような火器というのがあると思うのですがその辺りは想定に入っているのですか。

○大熊総務課長 テロ対策をどういう対策をどこまでやっているかという点ですと、それ自体が機密という性格を帯びてきますので、具体的に何はどうということは恐縮ですけどもお答えは差し控えさせたいと思いますけれども、通常想定し得るようなテロ的な行為は考慮しているという事でやっているというご理解をいただきたいと思います。

○司会 はい、ほかございますでしょうかシゲタさん。

○記者 NHKシゲタです。

今の件で一点だけ確認させていただきたいんですけども、ミサイル攻撃があった場合なんですかそれこそ特重というのは対策としてある程度有効だったりするのですか。

○大熊総務課長 特重施設がどういう施設でどういうものにどのくらい有効であるかという事自体、申し訳ございませんがテロへの対応という意味を含めてお答えを差し控えたいと思います。当然何らかの効果はあるのだと思いますけれども詳細についてはお答えを控えさせていただきたいと思います。

○記者 分かりました。

○司会 はい、他ございますでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

-了-